

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
令和元年11月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1900058号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1900034号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年10月1日から平成11年9月14日まで

私は、A社において、平成10年10月1日から平成11年9月13日まで正社員として営業業務に従事し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された請求者に係る履歴書(写)により、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社は、当時の貸金台帳等の資料は残っていないと回答及び陳述しており、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間当時、A社において社会保険事務を担当していた者は、営業社員は出入りが激しかったため、正社員にするまでに様子見の期間を設けており、決定権を持つ社長から連絡があった後に社会保険加入の手続を行っていた旨陳述していることから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、A社において請求期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に請求者の名前はなく、整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1900062号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1900035号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月
② 平成17年8月
③ 平成17年12月
④ 平成18年8月
⑤ 平成18年12月

私は、請求期間①から⑤までにおいて、A社から賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑤までについて、A社は、当該期間に係る賃金台帳等の資料は残っていない旨回答及び陳述している上、請求者も当該期間に係る賞与明細書等の資料を所持していないと陳述していることから、請求者の当該期間における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

なお、A社は、賞与の支給について、賞与規程はないが、入社後6か月以内の場合は支給しない取扱いであったため、請求期間①については、請求者に賞与は支給していない旨回答している。

また、複数の同僚に照会したものの、請求者の請求期間①から⑤までにおける賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について具体的な陳述を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑤までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた

ことを認めることはできない。